

# 第3子以降保育料等助成について

村田町では、多子世帯の子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的に、**第3子以降の児童に係る保育料等を月額最大5,000円助成**します。

## ◆ 助成対象者：下記1～2を満たしている方

1. 第3子以降（平成19年4月2日以降生まれた児童から数えて3子以降）の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童発達支援施設、医療型発達支援施設等を利用している方
2. 1に係る児童の「支給認定」を村田町で受けている方、または保護者の住民登録が村田町にある方

## ◆ 助成内容（令和7年4月から令和8年3月までの保育料等）

納めた保育料等が月額5,000円以上の方…月額5,000円

納めた保育料等が月額5,000円未満の方…保育料等全額分

## ◆ 申請書類

- ① 村田町第3子以降保育料等助成金交付申請書 ※1
- ② 戸籍謄本（本籍地のある市町村でお取りいただけます。）
- ③ 養育している児童（平成19年4月2日以降生まれた児童全員分）の保険証の写し
- ④ 保育料等（令和7年4月分～令和8年3月分まで）を納めたことが確認できるもの（領収書 または 保育料等受領証明書 ※1）

↳ 村田保育所へ通っている方は不要です。



※1 ①村田町第3子以降保育料等助成金交付申請書 ④保育料等受領証明書 は、役場子育て支援課にあります。村田町ホームページよりダウンロードすることもできます。

②③④を準備し、窓口で交付申請書を記入される場合は、認印、振込口座等を持参して申請して下さい。

◆ 受付期間：令和8年**3月31日（火）**まで **※期間厳守**  
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

◆ 受付場所：**村田町役場 1階 子育て支援課**



よくある質問は**裏面**をご覧ください



質問①：村田町外の施設を利用していますが、助成の対象になりますか？

回答：村田町で支給認定を受けている方、若しくは県へ認可外保育施設の届出を行っている施設等を利用している方は、村田町外の施設でも助成の対象です。

質問②：申請する時に添付する戸籍謄本の有効期限はありますか？

回答：おおむね申請日前3カ月以内にお取りいただいたものであれば使用できます。

質問③：納めた時に発行された領収書を失くしてしまいました。申請はできませんか？

回答：保育料等受領証明書でも大丈夫です。保育料等受領証明書をお子さんの通っている施設へ持っていき、証明を受けてください。

質問④：保育所や認可外保育施設ではなく、個人的に子どもを預かってくれる方がいるため、月額30,000円で子どもを預けています。助成の対象になりますか？

回答：助成の対象にはなりません。対象になるのは、支給認定を受けて利用する保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等、その他、認可外保育施設（県への届出を行った施設）や児童発達支援施設、医療型発達支援施設等になります。お子さんの通っている施設が該当するか分からない場合は、下記問合せ先へご相談ください。

質問⑤：父が単身赴任等で村田町に住んでいて、扶養している子どもは妻と町外に住んでいます。この場合は助成の対象となりますか？

回答：父（住民登録が村田町）が対象となるお子さんを扶養していて、対象の保育施設を利用していれば、助成対象となります。

【 問い合わせ先 】 村田町子育て支援課（役場1階） ☎ 0224-83-6405

～ 用語の説明 ～

多子世帯とは？

18歳（高校3年生）以下の児童を3人以上養育している世帯

第3子以降の児童とは？

保護者が現に養育している児童のうち、年長順に数えて3番目以降の児童

支給認定とは？

子ども・子育て支援新制度において、保育所や幼稚園等を利用する際に、市町村へ申請し、受ける認定のことです。保育の必要性の有無や年齢により1号、2号、3号いずれかの認定を受けます。認可外保育施設ご利用の場合は、支給認定は不要です。

